

「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案）について

1 趣旨

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月28日改正、令和6年4月1日施行予定）に伴い、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（平成30年条例第61号。以下「条例」という。）の規定との整合を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、今回の法改正により、事業者の合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」に引き上げられたことから、条例の規定も同様に事業者の合理的配慮の提供を「義務」とするもの。

改正前	改正後
<p>(市が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>(事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>(削除)</p>

【参考】法（改正後）

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 施行期日

令和6年4月1日

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の一部改正（案）について

1 趣 旨

本市職員が障害者差別解消法の趣旨を理解し、障害のある方に対して適切に対応するための基本的事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（以下「対応要領」という。）について、障害者差別解消法及び同法に基づく国の方針が改正されたこと、及び「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 検討経過

時期	内容
令和5年度	
4月	第1回障害者差別解消庁内推進会議幹事会
5月	第1回障害者差別解消支援会議
7月	第3回障害者差別解消庁内推進会議幹事会
8月	第2回障害者差別解消庁内推進会議
11月	第2回障害者差別解消支援会議 第4回障害者差別解消庁内推進会議幹事会

3 主な改正内容

（1）障害者差別解消法及び同法に基づく国の方針の改正を踏まえた対応

ア 不当な差別的取扱い事例の追加【別冊資料7ページ】

車いす、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当します。

イ 合理的配慮の提供にあたっての建設的対話の重要性の追加【別冊資料9ページ】

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者とともに考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要です。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、市が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられます。

ウ 環境の整備（事前の改善措置）の考え方の追加【別冊資料 11 ページ】

多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点からは、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、マニュアル等の改正等の環境の整備を図ることは有効です。また、環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合においても、その都度の合理的配慮の提供が不要となるという点で、中・長期的なコストの削減・効率化にも資することとなります。

エ 当事者参画の手法のコラム追加【別冊資料 11 ページ】

■ 環境の整備にあたっての必要な視点等

公共建築物、道路、公園、公共交通機関といった施設を本市が整備する際には、いわゆるバリアフリー法をはじめとした法令の基準や、本市の「福祉都市環境整備指針」の基準を満たす必要があります。

また、整備にあたっては、障害者などの配慮を必要とする当事者（バリアフリー整備においては、障害者のほかにも、高齢者、子育て家庭なども配慮を必要とする当事者に含まれます。）の意見も聞きながら進める「当事者参画」の手法を用いることにより、誰もが使いやすい施設の整備を進めることができます。

（2）「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」の差別事案を踏まえた対応

ア 服務規律に係る説明の追加【別冊資料 1 ページ】

市職員が障害者に対し不当な差別的取り扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合等、その態様及び結果並びに故意又は過失の度合い等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当することがあります。

イ 再発防止の心構えの追加【別冊資料 1 ページ】

令和 5 年 6 月には、本市主催の市民討論会において、一部の参加者から他の参加者に対する差別発言（障害者差別）がなされたにも関わらず、本市職員がその発言の制止や注意喚起といった対応をとらなかった事案が発生しました。本市として重大に受け止め、本件を市職員全体の問題、自分事としてとらえ、改めて対応要領に基づく適切な対応をとれるよう、再発防止に向けて取り組んでいく必要があります。

ウ 受託事業者への再委託の取扱いについて追加【別冊資料 2 ページ】

仕様書等の交付時に入札参加者又は見積書の提出者に対し、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を用いる等により、障害者差別の禁止について十分に周知します。（第三者へ再委託する場合も同様とします。）

エ 不当な差別的取扱いとなりうる事例の追加【別冊資料 8 ページ】

- ・障害者を排除するような差別発言を行う。
- ・市主催の公開の市民討論会において、参加者から差別発言があったにもかかわらず、制止するなど、その場面に応じたしかるべき対応を行わない。

オ 差別事象への具体的な対応方法のコラム追加【別冊資料 21 ページ】

■ 差別事象への対応

窓口や会議などで差別発言があった場合、現場において差別発言を速やかに制止し、市として差別発言は許さないという姿勢を示すことが大切です。差別発言を速やかに制止できなかったときは、少なくとも会の終了までに参加者に向けて差別発言があった旨を伝えるとともに注意喚起を行います。会場内の特定の個人等への差別発言の場合、対象者へのケアも行う必要があります。

また、自由な発言が想定される会議等の場合、会の冒頭で発言・傍聴にあたってのルールを説明する必要があります。詳細は、「差別事象への対応について（対応マニュアル）」を参照してください。

カ 『意識のバリアフリー行動宣言』の追加【別冊資料裏表紙】

平成 20 年度から進めてきた『意識のバリアフリー宣言』を対応要領の裏表紙に掲載し、一層の周知啓発を行う。

障害のある人の社会参加を妨げるバリアには、物理的なものだけでなく、誤解や偏見といった私たちの意識がつくりだしてしまうものもあります。こうした意識のバリアをなくすためには、私たちが障害に対する理解を深め感覚を磨くことにより、身近なところからバリアフリーを意識した行動を実践していくことが大切です。

障害のある人もない人もお互いに尊重し支えあえるまち「なごや」にするために、市職員であるあなたから『意識のバリアフリー行動宣言』をしましょう。

(3) その他

○障害者への合理的配慮に対する本市における取り組みの事例を、最新の内容に更新
【別冊資料 12~21 ページ】

○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 31 年 4 月施行）などの現在の対応要領を策定した後の施策等を反映した内容に修正

4 今後の予定

令和 5 年 12 月に対応要領を改正後、速やかに市職員全員へ配布し周知を行う。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会による検証結果を踏まえ、令和 6 年度以降も、必要に応じて改正を行う予定。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会について(報告)

1 趣旨

令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」(以下「討論会」という。)における差別事案について、人権の観点から、問題点や課題等を整理・分析したうえで原因を探求して再発防止を図り、もって市民の信頼回復につなげるための検証を行うために設置(設置日:令和5年8月18日)

2 構成員

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	浅田 知恵	愛知教育大学教授
	小林 直三	名古屋市立大学大学院教授 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員
	田中 伸明 (検証委員長)	弁護士 内閣府障害者政策委員会委員 名古屋市障害者差別解消支援会議委員
行政	杉野 みどり (会長)	副市長
	鳥羽 義人	スポーツ市民局長
	平松 修	健康福祉局長
	杉浦 弘昌	総務局長

3 開催経過

第一回 令和5年8月30日

- (1)事案の概要等について
- (2)検証について

第二回 令和5年10月6日

- (1)差別事案を受けて市が行った見直し事項等について(別紙)
- (2)検証について

※検証終了時期は未定(検証に必要な回数実施)

4 その他

関係情報については、以下ホームページアドレスに掲載

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000167005.html>

※「名古屋城 検証委員会」で検索できます。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案を受けて
総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が行った当面の対応について

区分	概要
1 全庁会議等の周知・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所庁内の次の会議において、本件差別事案の問題点の共有及び職員用の「差別事象対応マニュアル」等を改めて周知・徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策推進会議 ・障害者差別解消庁内推進会議
2 職員研修への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○市民討論会での差別事案発生以後に実施した人権科目的ある研修において、市民討論会での差別事案や差別事案への対応等を確認する内容のほか、「差別事象対応マニュアル」を周知するスライドを追加する等により講義を実施(実施した研修) <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者福祉施設研修 ・2年目職員研修 ・3年目職員研修 ・中堅職員研修 ・主任・技能主任研修 ・人権指導者養成研修
3 関係マニュアル等の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ○「差別事象対応マニュアル」を改定 <ul style="list-style-type: none"> ・対応フローの見直し ・対応ポイントの明記 ○「名古屋市職員対応要領」の一部改正を検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・差別事案を踏まえた再発防止の心構えの追加 ・具体的な対応方法の追加 等

令和5年11月17日
第2回障害者施策推進協議会 資料

愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催都市契約の締結について

愛知県、名古屋市、アジアパラリンピック委員会（APC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は、下記のとおり、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会開催都市契約を締結しました。

記

1 締結日

2023年10月3日（火）

2 署名者

- アジアパラリンピック委員会会長 マジット・ラシェッド
最高経営責任者 タレック・ソエイ
- 愛知県知事 大村 秀章
- 名古屋市長 河村 たかし
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
会長 森 和之
- 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
事務総長 村手 聰

3 開催都市契約の概要

別添のとおり

<大会の概要>

- 会期：2026年10月18日（日）～10月24日（土）【7日間】
- メイン会場：名古屋市瑞穂公園陸上競技場
- 選手団人数：3,600人～4,000人（選手・チーム役員）
- 競技・会場：18競技
- 参加国等：アジア45の国と地域

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会開催都市契約の概要

1 期間

本開催都市契約（以下「本契約」という。）は、2023年10月3日（以下「開始日」という。）から効力を有することを記載。

2 任命、計画及び報告

A P Cは、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「L O C」という。）をアジアパラ競技大会2026の当地の大会組織委員会として任命すること、L O Cは、開始日から6か月以内に基本計画をA P Cに提出することなどを記載。

3 商業権の付与

A P Cは、L O Cに対して、マーケティング権、メディア権及びチケット権により構成されるアジアパラ競技大会2026に関する全ての商業上の権利（以下「商業権」という。）を授与すること※、L O Cは商業収入のうち、スポンサーシップ収入、N P Cへの分配金を除くライセンシング収入、スポンサーシップ収入とライセンシング収入を除くその他のマーケティング収入、メディア収入、チケット収入を取得することなどを記載。

※メディア権のうち大会のパフォーマンス記録に関する権利、大会の写真に関する権利、G B O（競技大会放送機関）放送データに関する権利を、本契約の当該各条項に記載された範囲で留保

4 アジアパラ競技大会2026

大会で計画されている競技は、アジアパラ競技大会2026競技プログラミング（付属文書Cで定めるとおり）に明記されること、競技大会に参加を予定する競技者的人数は2,400人から2,700人の間とし、予定するN P Cチーム役員の人数は、1,200人から1,300人の間とすること、これらの競技者とN P Cチーム役員のうち、移動に制限がある者又は日常的な車いす使用者の人数は、880人から950人の間とすること、最終的な参加人数は、A P CとL O Cが協議の上、開会式の18か月前までに決定すること、競技会場は別途A P CとL O Cが協議して決定することなどを記載。

付属文書C

1	アーチェリー	6	ブラインドフットボール	11	バレーボール（座位）	16	車いすフェンシング
2	陸上競技	7	ゴールボール	12	水泳	17	車いすラグビー
3	バドミントン	8	柔道	13	卓球	18	車いすテニス
4	ボッチャ	9	パワーリフティング	14	テコンドー		
5	自転車競技	10	射撃	15	車いすバスケットボール		

5 アジアパラ競技大会 2026 に関する L O C の義務

アクレディテーションサービスを計画して提供すること、プロトコル、輸送、警備等に関する計画を提出すること、安全、防火及び医療サービスに関する対策を行うこと、全てのボランティア及び技術スタッフに教育及び研修を行うことなどを記載。

6 宿泊

L O C は、アジアパラ競技大会 2026 選手村（競技者及び N P C チーム役員の適切な宿泊設備として、L O C が指定したすべての施設（ホテルを含む。））において、競技者及び N P C チーム役員にアクセシブルな宿泊サービス及び設備を提供すること、A P C ファミリーのメンバー及び競技大会役員にホテルの部屋を提供すること、開会式の 18 か月前までに、A P C に宿泊施設計画を提出することなどを記載。

7 会議及び訪問

L O C は、アジアパラ競技大会 2026 調整委員会を 1 年に最大 2 回手配すること、各 I F のために最大 2 回の技術施設訪問を手配すること、A P C アスリート委員会選挙の開催を支援することなどを記載。

8 知的財産権

A P C や L O C が所有する知的財産権の分類（エンブレム、マスコットなど）、L O C の知的財産権の保護措置を講ずること、知的財産権の侵害に対する対応などを記載。

9 資金に関する取決め

L O C は、A P C へ大会開催料（300 万米ドル）の支払いを行うこと、開始日から 9 か月以内に財政計画を作成して A P C に提供すること、年次財務報告を A P C に提出すること、閉会式から 12 か月以内に最終決算を A P C に提出することなどを記載。

10 マーケティング

L O C は、商業権に関するマーケティングプログラムを開発及び策定することができるここと、L O C スポンサーシップ契約を第三者（L O C パートナー）との間で締結することができること、開始日から 12 か月以内にマーケティング計画を提出すること、アンブッシュ・マーケティング及び商業権の不正使用の防止等必要な対策を講じることなどを記載。

11 メディア報道

L O C は、競技大会放送機関を設置すること、開会式の 24 か月前までにメディア計画（メディアに対する広報、デジタル及びソーシャルメディア並びに社会的認知に関する詳細な予定表付き計画）を提出することなどを記載。

12 アジアパラ競技大会 2026 の終了後の義務

L O Cは、閉会式から 12 か月以内に英語で 2 種類の公式報告書（詳細及び概略）を公表すること、アジアパラ競技大会 2026 の知識及び専門技術を無償で A P Cが利用できるようすることなどを記載。

13 表明及び保証

契約当事者は、本契約を締結することができ、自身の代表者が本契約に署名する権限を付与されていること等を表明し、保証し、約束することなどを記載。

14 解除

本契約に記載された重大な義務に違反し、その違反を直接の原因として競技大会を客観的に開催できないことが明白な場合などには、本契約を解除し、競技大会の開催を取り消しができることやその際の手続きなどを記載。

15 不可抗力

戦争、自然災害、感染症等の不可抗力によって本契約に基づく義務の履行が阻害される場合などは、いずれの当事者も、当該事由により本契約に基づく債務不履行とみなされないことやその際の手続きなどを記載。

16 雜則

秘密保持に関する事項、本契約は非公開であること（日本語に翻訳された本契約のみは公開可）、本契約違反による損害賠償、本契約に基づく権利等の第三者への譲渡の制限、変更は各代表者が署名した書面によって行われる場合にのみ有効となること、準拠法は日本法で、紛争解決は I C C（国際商業会議所）仲裁規則に基づき仲裁によって行うこと、次の付属文書が本契約に添付され、その内容に拘束されることなどを記載。

<付属文書>

付属文書A 定義及び解釈

付属文書B アクセシビリティ基準

付属文書C アジアパラ競技大会 2026 スポーツプログラム

付属文書D A P Cファミリー

付属文書E 大会開催料の内訳

付属文書F 開始日 A P Cパートナー